

## 機密保持に関する誓約書

ヨシザワ想造建築株式会社 代表取締役 高野武雄 殿

\_\_\_\_\_ (以下「当社」という) は、貴社から受託した設計、積算及び施工に関する業務 (以下「本件業務」という) を遂行するにあたり、貴社から開示され、または自ら知り得た貴社の保有する機密情報の取り扱いについて、次の通り誓約致します。

1. 本誓約書において「機密情報」とは、本件業務の遂行過程で、貴社が当社に開示しまたは当社が知り得た設計図書、特記仕様書、物件概要書その他の営業上、技術上の情報をいい、当該情報が口頭、書面によるものか電子媒体によるものかを問わないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当することを立証できる情報は、機密情報には含まれないものとします。
  - ① 開示を受けた時点ですでに公知の情報、または開示の後当社の責によらずして公知となった情報
  - ② 第三者から機密保持義務を負うことなく、当社が正当に入手した情報
  - ③ 開示を受けた時点ですでに当社が保有している情報
  - ④ 開示を受けた情報によらずして当社が独自に開発した情報
2. 当社は、機密情報を機密として保持し、事前に貴社の書面による承諾を得ることなく本件業務に携わる当社の役員、従業員以外の第三者に開示または漏洩いたしません。また、電子媒体による機密情報を取り扱う場合、ウィルス対策を施したパソコン上でデータ管理を行うとともに、データ漏洩につながるおそれのあるソフトが組み込まれているパソコン上でデータを取り扱うことは致しません。
3. 当社は、本件業務の遂行上必要な場合を除き、機密情報または機密情報を含む媒体について、複製、改変等をいたしません。
4. 当社は、貴社から開示された機密情報を本件業務遂行の目的にのみ使用するものとし、事前に貴社の書面による承諾を得ることなく他のいかなる目的にも使用致しません。
5. 当社は、本誓約書に基づく義務について、本件業務に携わる当社の役員、従業員に遵守させるものとします。
6. 当社は、事前に貴社の書面による承諾を得ることなく、直接お客様 (発注者) への問合せ、接触は致しません。
7. 当社は、本件業務の遂行上必要あるときにおいて、更に下請業者等に委託するに伴い機密情報を提供する場合には、当該下請業者等に対し本誓約書に基づく義務と同等の義務を負わせるものとし、当該下請業者がその義務に違反して貴社に損害を与えた場合は連帯してその損害を賠償することとします。
8. 当社は、本件業務遂行終了後または貴社から要請があった場合には、提供された機密情報を廃棄、返却または消去するものとします。
9. 当社またはその役員、従業員が本誓約書の各条項に違背したことにより貴社に損害が生じた場合には、当社は貴社に対し、その損害を賠償致します。
10. 本誓約書の有効期間は1年間とし、期間終了後も、当社から特段の申出がない限り更に1年間延長されるものとし以後も同様とします。但し、期間満了後においても、上記2. 5. 6. 8の規定は、その効力を有するものとします。
11. 本誓約書に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

年 月 日

住 所

会社名

印